

## 【分類10-2 一般廃棄物の処分手数料】について

## 1 調整内容

広域化後のごみ処理施設に搬入する際に支払う一般廃棄物（ごみ）処分手数料の金額を定めるもの。

## 2 協議に当たっての考え方

- ①事業系一般廃棄物の処理費用は、排出事業者が処理原価相当分を負担することが望ましいが、中小企業や地域産業への影響も考慮した料金設定とする。
- ②広域化後に使用する施設である現在の弘環組合2施設において「一般廃棄物会計基準」によるコスト計算を毎年度実施していることから、これを用いて処分単価を算出する。
- ③各市町村のごみ減量化・資源化の推進に影響がない料金設定とする。

## 3 調整方針案

現行の弘前地区環境整備事務組合の基準を引き継ぐ。なお、広域化後一定の期間を経た後、充当率等の検証を行い、必要に応じて見直すこととする。

## ①処分手数料案

区分	広域化後	広域化前		差(10 kgあたり)
可燃ごみ	10 kgあたり 110円(税込)	弘環組合	10 kgあたり 110 円(税込)	± 0 円
		黒清組合	10 kgあたり 100 円(税込)	+10 円
不燃・粗大ごみ	10 kgあたり 137.5円(税込)	弘環組合	10 kgあたり 137.5円(税込)	± 0 円
		黒清組合	10 kgあたり 100 円(税込)	+37.5 円
資源ごみ	無料	弘環組合	無料	± 0 円
		黒清組合	取扱いなし	-

※ごみ処理施設に搬入する際に支払う金額は10円未満を切り捨てた額となる。

## ②広域化後の見直しの考え方

可燃ごみ

処分手数料の充当率<sup>※1</sup>が、60%を確保できているか検証する。充当率が下回っている場合は、料金引き上げについて検討する。

不燃・粗大ごみ

搬入量の変動が落ち着いた時点で求める充当率を改めて協議する。

資源ごみ

無料または可燃ごみや、不燃・粗大ごみと比較して低価格とする。

※広域化後、5年を目途に直近（3か年程度）の充当率を検証し、必要に応じて見直しを行う。

※1 事業系ごみ処理原価相当分(ごみ処理施設管理費だけでなく、一般管理費も含めた費用を、事業系ごみ搬入量で按分して算出)に対し、排出事業者から徴収する処分手数料が占める割合